漁業権区域拡大に関する意見の聴取について

朱鞠内湖淡水漁業協同組合では、受有している第五種共同漁業権について区域拡大を予定しています。

つきましては、下記のとおり皆様の御意見を聴取いたしますので、御意見がある場合は参加をお願いします。

令和４年(2022 年)１０月　２１日

朱鞠内湖淡水漁業協同組合
代表理事組合長　中南　裕行

１　意見聴取対象
　上内共第１号第五種共同漁業権区域の拡大（案）

２　意見聴取日時
　令和４年（2022 年）１０月３０日（日）　午後３時３０分から

３　意見聴取場所
　朱鞠内湖淡水漁業協同組合　遊漁者管理休憩棟
　（北海道雨竜郡幌加内町字朱鞠内）

４　意見聴取の内容
（１）ウツナイ川本支流及びモシリウンナイ川本支流に対して漁業権区域を拡大することについて
（２）拡大理由及び拡大区域の概要は別紙のとおり

５　その他
（１）意見は当日に会場のみで受け付けるものとし、電話、メール、郵便等では受け付けませんので、あらかじめご了承ください。
（２）意見の要旨はホームページで公表しますが、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
（３）プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報を含む意見は公表しない場合があります。
（４）いただいた御意見につきましては、漁業協同組合から所管官庁へ要望するにあたっての参考とさせていただきます。

（別紙）

漁業権区域の拡大について

１　拡大する理由

朱鞠内湖淡水漁業協同組合（以下、「漁協」という。）では、朱鞠内湖の区域、宇津内湖の区域及び朱鞠内湖に流入する泥川、プトカマベツ川、陰の沢川の本流及び支流の区域を漁場とする第五種共同漁業権の免許を受有しており、これらの漁場では、わかさぎ漁業ほか各種漁業が営まれており、来訪者による遊漁も盛んに行われている。

漁協では、漁業権魚種の種苗及び発眼卵放流などの増殖行為を行い資源の維持増大に努めてきており、近年は今回拡大しようとする河川を含む各流入河川などにおいて、関係者と協力し河川工作物の構造改善や河岸崩落面の改善等に取り組んできたほか、漁協単独でも自然石を利用した石組工法等により、河川の繁殖環境の改善や保全による自然再生産の促進にも努めてきた。

また、取組に合わせ資源調査を行い資源動向の把握に努めてきたところ、新たに利用可能な河川が確認されてきた。

このため、資源が確認された河川のうち漁業権が設定されていない、ウツナイ川及びモシリウンナイ川に漁業権を拡大し、適切な資源管理のもと漁業及び遊漁による有効かつ持続的な資源の利用を図ろうとするものである。

２　拡大区域

ウツナイ川本支流及びモシリウンナイ川の本支流
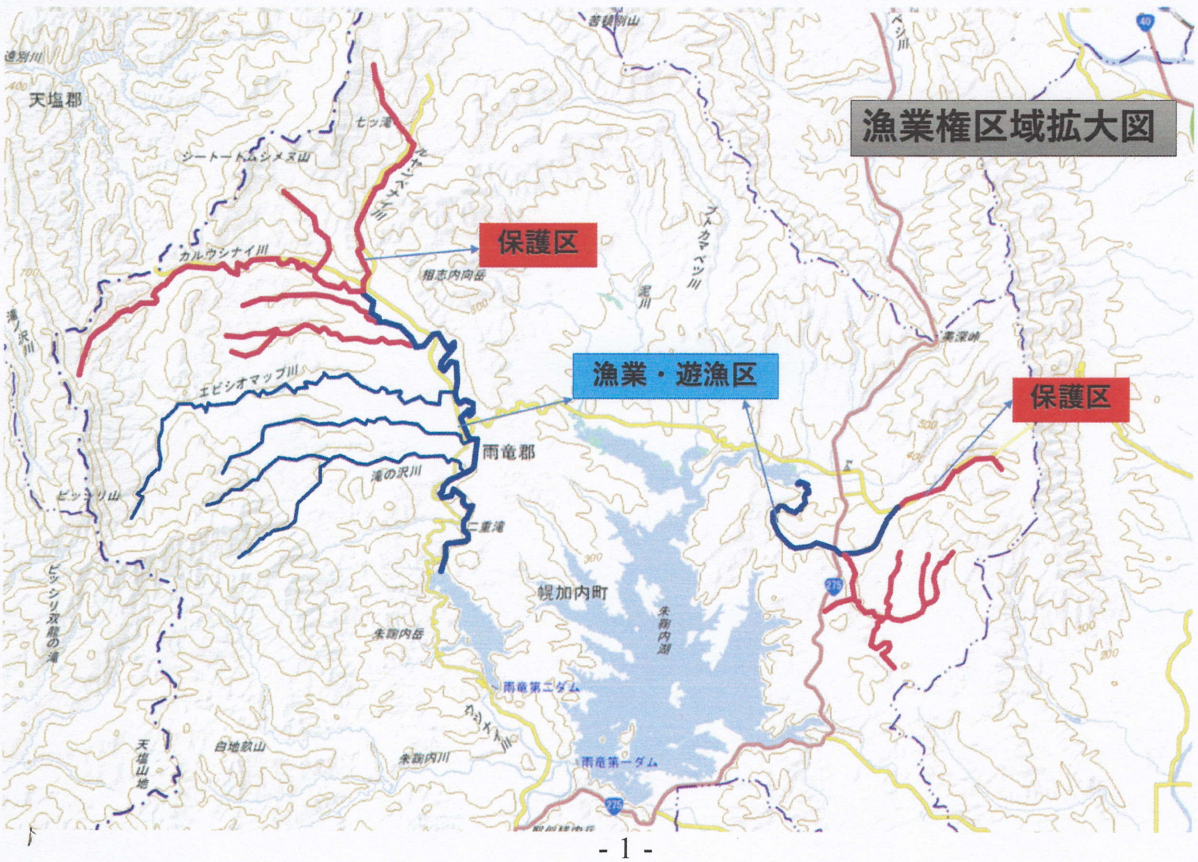
利用可能な漁業（遊漁）区域及び禁漁とする保護区を設定する。